

# 東京セントラルNEWS VOL. 3

## PTA保険の補償内容を理解していますか(1)?

### PTA保険 傷害保険金支払例

- PTA会員がPTA主催の記念行事の会場に向かう途中、交通事故に巻き込まれ入院した。
- PTA会員の同居の親族がPTA共催の運動会で競技に参加してケガをし、通院した。
- PTA会員が、PTA主催の夏祭り調理した食事による食中毒で入院した。
- PTA会員の代理として、通学路で児童を見守っている近所の方が交通事故に巻き込まれ入院した。

PTA保険とは、PTA活動中の児童・保護者・教職員のさまざまな事故を幅広く補償する制度です。この時期、PTA保険に関するお問い合わせが多いので、2回にわたってPTA保険について書きたいと思います。上記の保険金支払例は弊社で扱っているPTA保険の傷害保険金支払例です。PTA保険は傷害保険と賠償責任保険をあわせて、PTA保険という場合が多いです。今回は傷害保険部分についてですが、この保険の内容については“いつ”、“どこで”、“誰が”、事故にあった場合に補償の対象になるか理解する必要があります。

★『いつ』:PTAが主催、共催する行事に参加中(往復途上を含みます)

★『どこで』:日本国内の学校、市民体育館等のPTA行事が開催される場所

★『誰が』:PTA会員(保護者・教職員)とその同居の親族・代理人または園児、児童、生徒が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガを補償します。

保険期間は1年で、保険料は下記のようなプランの場合、1世帯190円です。

【プラン例】死亡保険金 750万円 後遺障害保険金 750万円～22.5万円  
入院保険金 日額 5,000円 通院保険金 日額 3,000円

ケガの請求に関しましては、原則としてご請求金額が10万円を超えない場合や治療期間が3ヶ月を越えない場合は医療機関の診察券のコピーなどを添付の上、保険金請求書に入院日数・通院日数を申告して頂だけで結構ですが、ケガの種類や程度、状況により診断書をご依頼することもあります。

また、PTAが主催・共催していない行事やPTA会員ではない方が参加する行事参加者に保険をかけた場合は「レクリエーション保険」というものがあります。もしもの時の場合に備えて、PTA役員はもちろん会員の方もこの保険の補償内容を理解しておきましょう。

※補償内容および保険料については、保険会社によって違いがありますので、現在ご加入の保険証券をよくご確認ください。また、東京であれば、この保険の説明に伺うことも可能ですので、下記まで連絡してください。



### 今日のポイント

1. いつ、どこで、誰が事故にあった場合に補償されるか理解する
2. 保険会社によって補償内容、保険料が違う
3. 保険金の請求についてはケガの程度等により必要書類が違う